

令和3年第3回 長久手市議会定例会 議事日程（案）

一般質問

順序	区分	氏名	
1	個人	田崎あきひさ 議員	9月15日(水) 6人
2	個人	山田けんたろう 議員	
3	個人	ささせ順子 議員	
4	個人	木村さゆり 議員	
5	個人	野村ひろし 議員	
6	個人	青山直道 議員	
7	個人	岡崎つよし 議員	9月16日(木) 6人
8	個人	山田かずひこ 議員	
9	個人	大島令子 議員	
10	個人	なかじま和代 議員	
11	個人	加藤和男 議員	
12	個人	石じまきよし 議員	
13	個人	伊藤真規子 議員	9月17日(金) 5人
14	個人	富田えいじ 議員	
15	個人	さとうゆみ 議員	
16	個人	わたなべさつ子 議員	
17	個人	川合保生 議員	

令和3年第3回長久手市議会定例会
請 願 文 書 表

整理番号 及び 受理月日	所管 委員会	件名及び要旨	請 願 者 及 紹 介 議 員	審 議 結 果
第1号 8月2日		<p>件名 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願</p> <p>要旨 定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、下記の事項について意見書を提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。 2 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元すること。 	<p>請願者 長久手市長配二丁目190 1番地 愛知地区教職員組合 執行委員長 山本 武史 他237名</p> <p>紹介議員 富田えいじ 加藤和男 大島令子 岡崎つよし ささせ順子 野村ひろし わたなべさつ子</p>	



定数改善計画の早期策定・実施と

義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書

令和3年8月2日

長久手市議会議長

伊藤 祐 司 殿

請願者 長久手市長配二丁目1901番地

愛知地区教職員組合

執行委員長 山本 武史



237 名の署名簿を添付

加藤 和男
大島 令子
岡崎 つよし
ささせ 順子
畠田 えいし
野村 弘子
わたなべ かつ子



定数改善計画の早期策定・実施と
義務教育費国庫負担制度の堅持
及び拡充を求めて

愛知地区教職員組合

資 料

I 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の
堅持及び拡充を求める請願書

II 請願趣旨

III 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の
堅持及び拡充を求める意見書

定数改善計画の早期策定・実施と

義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書

請 願 趣 旨

貴職におかれましては、日々、教育の発展にご尽力いただき、深く敬意を表します。

さて、未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いです。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていません。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面しています。さらに、小学校、中学校ともに新学習指導要領が全面実施となり、学習内容の増加により、子どもたちや学校現場の負担となっています。本年度、義務標準法の改正に伴い、小学校について学級編制の標準が5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げられることとなり、政府予算において、少人数によるきめ細かな指導体制の整備のために、744人の定数措置がなされました。しかし、中学校における少人数学級の推進については、附帯決議の中でふれられるにとどまりました。また、依然として教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ません。少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれます。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠です。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されています。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つです。

つきましては、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対して、地方自治法第99条の規定により意見書を提出されるよう下記の事項についてお願いいたします。

請 願 事 項

- 一、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。
- 二、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元すること。

定数改善計画の早期策定・実施と

義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。さらに、小学校、中学校ともに新学習指導要領が全面実施となり、学習内容の増加により、子どもたちや学校現場の負担となっている。本年度、義務標準法の改正に伴い、小学校について学級編制の標準が5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げられることとなり、政府予算において、少人数によるきめ細かな指導体制の整備のために、744人の定数措置がなされた。しかし、中学校における少人数学級の推進については、附帯決議の中でふれられるにとどまった。また、依然として教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

長久手市議会

内閣総理大臣
内閣官房長官
文部科学大臣
財務大臣
総務大臣 宛

参考資料

○ 市町村議会採択にむけての参考資料

資料 1. 文部科学省概算要求

資料 2. 文部科学省政府予算額

資料 3 - 1. 定数改善にかかわる経過について

資料 3 - 2. 定数改善の経緯について

資料 3 - 3. 義務教育費国庫負担制度にかかわる経過について

資料 4. 2021年度愛教組定数重点要求

資料 5. 財政制度等審議会資料

令和3年第3回長久手市議会定例会
請 願 文 書 表

整理番号 及び 受理月日	所管 委員会	件名及び要旨	請 願 者 及 紹 介 議 員	審 議 結 果
第2号 8月19日		<p>件名 私立高校生の父母負担を軽減し、 学費負担の公私格差を是正するた めに長久手市の授業料助成制度の復活 を求める請願</p> <p>要旨 「教育の機会均等」の理念にもとづ き、国・県の制度と併せて学費負担の 公私格差を是正するために、私立高校 生に対する長久手市の授業料助成制 度を復活すること。</p>	<p>請願者 長久手市池田14-8 田中 友 以下1,326名</p> <p>紹介議員 川合保生</p>	



私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために
長久手市の授業料助成制度の復活を求める請願書

令和3年 8 月 19 日

長久手市議会議長 伊藤祐司 殿

請願代表者

住所 長久手市池田14-8

氏名 田中 友 以下 1326 名

紹介議員 川合保生



《請願の趣旨》

日頃より、私学教育の振興、とりわけ私立高校生に対する授業料助成につきまして、ひとかたならぬご理解とご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

ご承知のように、愛知県では高校生の3人に1人が私学に学び、私学は公立高校と同じく「公教育」の場として大きな役割を担っています。

昨年度から、国は「年収590万円未満世帯の授業料実質無償化」を実施し、愛知県では、国による就学支援金の増額分を全額活用して、私学に学ぶ約半数の世帯が該当する「年収720万円未満」世帯まで授業料と入学金が無償化されました。

しかし、公立高校生は年収910万円未満世帯まで無償化されていますが、昨年度拡充された国と県の補助額を差し引いても、私立高校生には大きな学費負担が残っています。初年度納付金における私立高校生の実質的な負担額は、授業料と入学金の県平均の「1/2」が補助される「乙」（年収720万円～840万円未満）の世帯で約35万円、国の就学支援金118,800円が補助される「その他」（年収910万円未満）の世帯では約54万円です。授業料と入学金が無償化された「甲」（年収720万円未満）の世帯も、「施設設備費等」は無償化の対象になっておらず、年間約4万円の实質的な負担が残っています。

夫婦合算で年収1,000万円前後までの世帯であれば、学費の心配をせずに自由に私学を選択できる状況ではなく、市の授業料助成制度は今も大切な役割を持っています。

私学助成については、国はもとより、高校以下の教育に直接責任を負う県の役割は重大ですが、「父母負担の公私格差」が未だ抜本的な解決に至っていない実情を踏まえ、「すべての子どもが、親の所得にかかわらず、等しく教育を受ける権利」を保障するために、長久手市の授業料助成制度を復活していただきますよう、心よりお願い申し上げます。

《請願事項》

「教育の機会均等」の理念にもとづき、国・県の制度と併せて学費負担の公私格差を是正するために、私立高校生に対する長久手市の授業料助成制度を復活すること。

令和3年第3回長久手市議会定例会議事日程（第2号）

令和3年8月31日(火)午前10時開議

- 第1 諸般の報告
請願の提出について
- 第2 諸般の報告に対する質疑
- 第3 請願第1号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願
(請願の上程、紹介議員の説明)
- 第4 請願第2号私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために長久手市の授業料助成制度の復活を求める請願
(請願の上程、紹介議員の説明)
- 第5 認定第1号から認定第8号まで及び議案第44号から議案第51号まで並びに請願第1号及び請願第2号
(議案等に対する質疑、委員会付託)

令和3年第3回長久手市議会定例会議事日程（第3号）

令和3年9月15日(水) 午前9時30分開議

第1 一般質問

(個人質問)

田崎あきひさ 議員

山田けんたろう 議員

ささせ順子 議員

木村さゆり 議員

野村ひろし 議員

青山直道 議員

令和3年第3回長久手市議会定例会議事日程（第4号）

令和3年9月16日(木) 午前9時30分開議

第1 一般質問

(個人質問)

岡崎つよし 議員

山田かずひこ 議員

大島令子 議員

なかじま和代 議員

加藤和男 議員

石じまきよし 議員

令和3年第3回長久手市議会定例会議事日程（第5号）

令和3年9月17日（金）午前9時30分開議

第1 一般質問

（個人質問）

伊藤真規子 議員

富田えいじ 議員

さとうゆみ 議員

わたなべさつ子 議員

川合保生 議員

令和3年第3回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

令和3年9月30日(木)午前10時開議

第1 認定第1号から認定第8号まで及び議案第44号から議案第51号まで並びに請願第1号及び請願第2号

（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

第2 議員派遣の件

令和3年8月30日

長久手市議会広報広聴協議会広報部会長 さとうゆみ

議員派遣結果報告書

令和3年第2回長久手市議会定例会において議決された議員派遣について、下記のとおり報告します。

記

1 件名

第34回愛知県町村議会広報研修会

2 目的

議会だよりに関する事項の研究

3 派遣場所

アイリス愛知

4 期間

令和3年8月3日（火）

5 派遣議員

さとうゆみ、田崎あきひさ、青山直道、木村さゆり、なかじま和代
野村ひろし、山田けんたろう、わたなべさつ子

6 概要

演題 今後の広報のあり方、議会広報クリニック

講師 議会広報サポーター 芳野政明氏

7 感想

議会広報サポーターの芳野政明氏を講師に「住民に読まれ議会活動が伝わる議会広報の基本と編集」について、3時間の研修を受けた。

前半では、レイアウトや見出しのつけ方、読者をひきつけるコツ、写真の活用、紙面に市民を登場させることなどのテクニックを学んだ。後半は、今回の研修会に参加する市町村議会が実際に発行した議会広報を講師がチェックし、どこが良くて、どこが悪いかを評価する広報クリニックが行われた。長久手市議会の令和3年5月1日号への指摘は以下のようであった。

- 大見出し、小見出しのつけ方が読者を誘引していないので、習熟が必要。例えば、新年度予算のページで「203億4000万円を可決」と金額を大見出しにするのではなく、新年度予算の特徴か最大の目玉事業を見出しとしアピールすると良い。また、「収納課」と課の名前だけを小見出しにするのではなく、「収納課—スマホ決済アプリ増は」などと内容を付け加えると良い。
- 議案名だけの見出しは分かりにくいので、「令和2年度一般会計補正予算(第11号)」は「令和2年度一般会計補正予算 新型コロナ予防接種に関する対応」、「介護保険条例の一部改正」は「介護保険の負担軽減対象は」などにとすると良い。
- 適度に写真が配置されているが、原則としてキャプションが必要。

- 一般質問の Q&A 見出しの長すぎるものがあり、15 字程度以下に収まる字数制限をめざすと良い。
- 編集方針を作成すると良い。
長久手市議会以外の議会広報に対する講師の指摘も聞いたことで、良い部分、悪い部分を客観視することができ、改善すべき点が明確になったので、今後の編集作業に活かしていきたい。

令和3年第4回長久手市議会定例会会期日程(案)

(令和3年11月25日～12月17日 23日間)

日次	月日	曜日	開催時間	摘 要
第1日	11月25日	木	午前10時	開会、本会議 会議録署名議員指名、会期の決定、 諸般の報告、議案(上程、説明)
第2日	11月26日	金	午前10時	本会議 議案(質疑、委員会付託) 散会后 予算決算委員会
第3日	11月27日	土		休 会
第4日	11月28日	日		休 会
第5日	11月29日	月	午前9時30分	常任委員会
第6日	11月30日	火	午前9時30分	常任委員会
第7日	12月1日	水	午前9時30分	常任委員会
第8日	12月2日	木	午前9時30分	常任委員会
第9日	12月3日	金		予 備 日
第10日	12月4日	土		休 会
第11日	12月5日	日		休 会
第12日	12月6日	月		予 備 日
第13日	12月7日	火	午前9時30分	本会議 一般質問
第14日	12月8日	水	午前9時30分	本会議 一般質問
第15日	12月9日	木	午前9時30分	本会議 一般質問
第16日	12月10日	金		予 備 日
第17日	12月11日	土		休 会
第18日	12月12日	日		休 会
第19日	12月13日	月	午前9時30分	予算決算委員会
第20日	12月14日	火		予 備 日
第21日	12月15日	水	午前10時	議会運営委員会
第22日	12月16日	木		休 会
第23日	12月17日	金	午前10時	本会議 議案(委員長報告、委員長報告に対する質疑、 討論採決) 閉会

11月10日(水) 午前10時 議会運営委員会

11月15日(月) 午前8時30分から 11月16日(火) 正午まで
一般質問通告受付

11月16日(火) 正午 陳情書及び請願書等受付締切り

11月22日(月) 午前10時 議会運営委員会

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則について

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年9月30日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長

説 明

この案を提出するのは、会議及び委員会の欠席事由等の明文化及び表決方法並びに携帯品に関し、規定の一部を改正するため必要があるからである。

くは早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

（起立等による表決）

第78条 議長は表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立、挙手等させ、起立者、挙手者等の多少を認定して可否の結果を宣告する。

- 2 （略）

（携帯品）

第99条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさ_____の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

_____するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて

_____、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

（起立による表決）

第78条 議長は表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者
_____の多少を認定して可否の結果を宣告する。

- 2 （略）

（携帯品）

第99条 議場_____に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさ、写真機及び録音機の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。